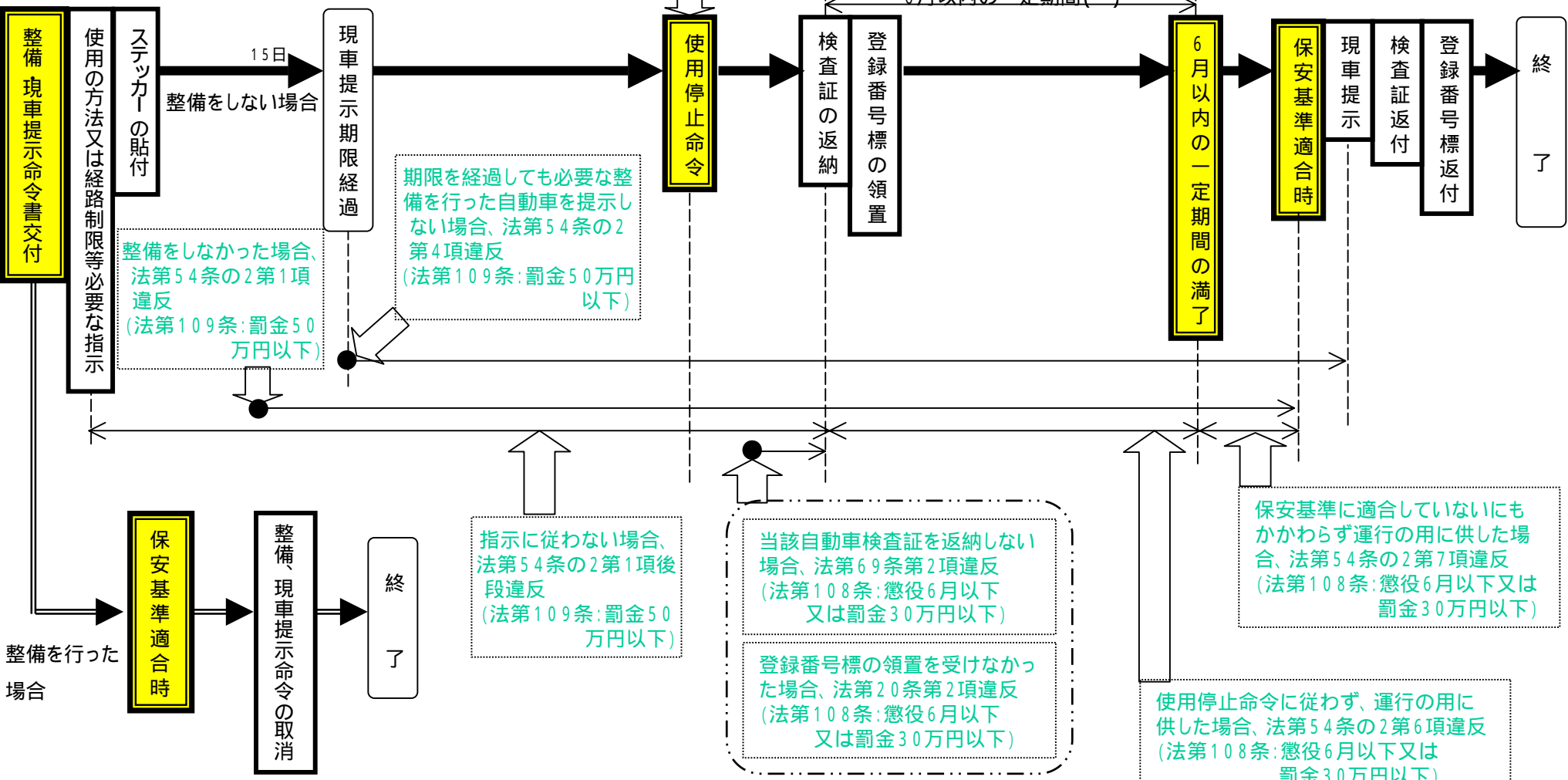


法第54条の2に基づく整備・現車提示命令発令後の取扱いフローチャート

使用停止を命ずる。(出頭しない場合は、命令書を郵送する。所在不名の場合は、公示する。)
この場合において、
○直ちに、検査証とナンバーを返付すべきこと。
○停止期間は、検査証を返付してから6月以内の一定期間とすること。
○使用停止期間内に保安基準に適合するに至らないときは適合に至るまでの間、運行の用に供してはならないことを通告。



()検査証と登録番号標を返納(抹消登録した場合を含む。)した日から起算。
次の継続検査まで返納しなかった場合は、継続検査において検査証を返付しないこととし、登録番号標の返納があった日から起算。